

令和6年度第2回いわき市環境審議会議事録

日 時 令和7年2月12日(水) 15:00～

場 所 市役所本庁舎8階 第8会議室

出席状況 15名中9名出席

委員の過半数の出席により会議成立(市環境基本条例第27条第2項)

会 長	原田 正光	出		
副会長	中根 まり子	欠		
委 員	川崎 靖	出	福井 朗子	欠
	斎藤 七重	出	鈴木 一成	出
	湯澤 良一	欠	大和田 千恵子	出
	草野 宏	欠	大方 俊吾	出
	末永 明子	出	岩田 雅光	欠
	緑川 広美	出	相坂 碧唯	欠
	横山 亜衣	出		

事務局 環境企画課長、環境企画課長補佐、
環境企画係長、環境保全係長、環境企画係員2名

- 議 事
- (1) 市環境基本計画(第三次)年次報告について
 - (2) 市環境基本計画に係るアンケートの結果(暫定版)について
 - (3) 再エネ発電施設の適正な導入及び管理に関する条例(案)に係るパブリックコメントの結果について

配付資料

- 資料1 令和5年度いわき市環境基本計画(第三次)年次報告書説明資料
- 資料2 令和5年度いわき市環境基本計画(第三次)年次報告書
- 資料3 環境に関する市民及び事業者アンケート調査の結果(暫定版)について
- 資料4 いわき市環境基本計画策定に係る環境に関する市民・事業者アンケート調査調査結果の概要(暫定版)
- 資料5 (仮称)再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例(案)のパブリックコメント結果について

議事録署名	
-------	--

《会議の成立》

委員 15 名中 9 名の出席により、『いわき市環境基本条例』第 27 条第 2 項に規定する過半数を満たしており、会議の成立について事務局より報告。

《会議の開催形式》

議事録の作成については、議題に直接関係する発言及び説明内容を記録する「要点記録方式」で作成することが承認される。

議事 (1) 市環境基本計画（第三次）年次報告について 資料 1、2 により事務局説明

《質疑応答》

（委員）

- ・ 指標 9 について、高いリサイクル率の古紙回収量の減少によって、全体のリサイクル率は少し低下傾向にあるといった表現の方がわかりやすいと思う。
- ・ 指標 8 について、人口減少によりごみ排出量が減少するのは当たり前なので、あくまでも市の施策として、焼却ごみを中心とした排出抑制や減量施策を推進することによって、今後も資源化を図るということでのよいのではないか。
- ・ 指標 23 について、光化学オキシダントの発生を抑制することは、なかなか難しいと思うので自分たちで取り組みができないことの項目について評価するよりは、別の表現がよいのではないか。
- ・ 指標の 24 について、水質（河川）の環境基準達成率だが、河川という表現にもかかわらず、海域の COD が基準値を達成していないとなっているので、河川という文言はいらぬのではないか。
- ・ 水質（河川）環境基準達成率という、河川の達成率という誤解を招くため、河川と定めたとであれば、河川だけの指標、数値を載せるべきではないか。
- ・ 評価の基準について、進捗管理をする上で重要な数値である達成率を示すべき。環境指標であれば、環境省や県を参考にするなど、評価の基準の定め方を市の中で統一しておいた方がよいのではないか。

（事務局）

- ・ 光化学オキシダントに対する取り組みはなかなかないが、人体に影響を与えるような数字になりそう場合には、環境保全上の取り組みとして、工場などに排出ガスの抑制等について、自粛をお願いするといった取り組みをしている。
- ・ 特に自然環境、大気、水質などに関して、市の取り組みは、基本的に監視をして数値が高ければ抑えられるところを抑えるというものなので、大気環境基準達成率のように、直接取り組みが及ばないところまで数値化されている部分はある。
- ・ 水質（河川）環境基準達成率は、河川と海域の両方を含んでいるが、指標名がわかりづらいの

で改定作業に合わせ検討したい。

- ・ 指標の評価についてわかりづらいという指摘があり、わかりやすくという検討の中で整理した。今後、庁内の会議等でも評価のしかたについて検討したい。

議事 (2) 市環境基本計画に係るアンケートの結果（暫定版）について
資料3、4により事務局説明

(委員)

- ・ 今回のアンケートの調査方法は郵送配布、郵送回収となっているが、電子調査などは実施していないのか。また、今回実施していない場合、今後の実施の検討はしているか。

(事務局)

- ・ 前回調査との比較の問題と、回答数が少なくなる恐れもあり電子では実施しなかった。次回改定では電子化も十分検討したい。

議事 (3) 再エネ発電施設の適正な導入及び管理に関する条例（案）に係るパブリックコメントの結果について
資料5により事務局説明

(委員)

- ・ 説明の通り、危険区域への発電施設の設置を禁止する条例はできないということか。

(事務局)

- ・ 再エネ発電事業の多くは再エネ特措法に基づく FIT・FIP 制度の認定を受けて、事業を実施することとなる。本市内には、認定を受け、事業実施が可能な案件が1,000件を超えている状況。これらの未着手の認定事業に関する情報がない中、規制区域を設けた場合、後発の条例の規制の適法性に疑義が生じる可能性がある。

まずは、新たな条例において事業情報の収集や不適正事案の発生防止に関して規定するほか、行政指導や是正勧告に従わない場合の国への通報、事業者名の公表等に対応する考え。

なお、遠野町の事案については、現在、環境影響評価の手続き中であるが、今後の手続きにおいても、地域住民の説明の徹底と、法令の基準に沿った事業計画として、近隣に被害が発生することのないように、強く県知事に対しての意見を上げていく。